

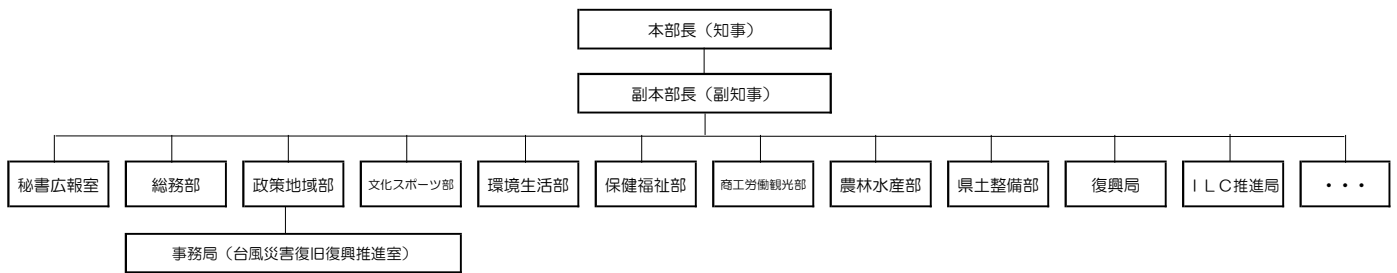
台風第 19 号災害からの復旧復興及び東京 2020 オリンピック・パラリンピック 競技大会に向けた体制強化について

1 概要

- (1) 本庁各部局、広域振興局等が一体となって、台風第 19 号災害からの復旧復興を推進するため、知事を本部長とする「令和元年台風災害復旧・復興推進本部」(以下「推進本部」という。)及び専担組織を設置します。初動の応急対応から復旧復興に局面が移ってきていることから、災害対策本部は推進本部へ移行します。
- (2) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の関連業務を円滑に進めるため、専担組織を設置します。

2 台風第 19 号災害からの復旧復興に係る組織体制

(1) 推進本部の設置 (11 月 12 日付け)



(2) 台風災害復旧復興推進室の設置 (11 月 12 日付け)

- ① 推進本部の設置にあわせ、推進本部の事務局として事業全体の総括を担う「台風災害復旧復興推進室」を政策地域部に設置し、台風災害復旧復興推進課長及び特命課長を配置するとともに、室員 1 名を普代村に駐在させます。
- ② 本庁関係室課及び広域振興局の企画担当課長等 (18 名) を兼務配置します。

3 オリンピック・パラリンピック推進室の設置 (11 月 18 日付け)

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に係る聖火リレーなど関連事業の準備体制を強化するため、文化スポーツ部に「オリンピック・パラリンピック推進室」を設置 (19 名) します。

4 その他

上記の体制強化等に伴う人事異動については、職員に対する内示が終了した後、情報提供します。